

福岡市水道局会計年度任用職員 職務の概要

⑤水源林保全推進員

採用予定人数	1人
応募資格	次の①～⑤の要件をすべて満たす人 ①普通自動車運転免許を有する人（日常的な運転に支障がない人） ②パソコン操作ができる人（ワード・エクセル等） ③任用期間を通じて職務に従事することができる人 ④地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人 【地方公務員法第16条（抄）】 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。 ⑤日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人
職務の概要	水源かん養林及び作業道の維持管理に関すること（現地での巡回、支障木等への対応、維持補修等）、水源林内作業道整備・危険法面对策等の工事や委託業務の市監督員補助に関すること、業務報告書の作成、水源かん養林管理システムの操作・データ収集、その他付随する業務で所属長が必要と認める業務
勤務場所	福岡市水道局計画部流域連携課 （福岡市博多区博多駅前1丁目28番15号）
勤務日	週4日勤務（月曜日から金曜日までの内、所属長が指定する4日間）
休日	土日祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）、月曜日から金曜日までの内、所属長が指定する1日間
勤務時間及び休憩時間	週の勤務時間：27時間30分 1日の勤務時間：原則午前9時15分から午後5時15分まで（週3日） ：原則午前9時15分から午後4時45分まで（週1日） 休憩時間：正午から午後1時まで
時間外勤務	有
給料	月額184,231円から195,863円（地域手当を含む） ※採用日前10年間に於いて、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。
期末・勤勉手当	期末・勤勉手当：年2回（6月、12月）在職期間等に応じて支給します。
交通費	条例、規程等に基づき別途支給します。（月55,000円まで）
その他諸手当	条例、規程等の定めるところにより、時間外勤務手当などが支給されます。
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大16日）を付与します。 その他、育児、介護等に係る休暇制度があります。
社会保険等	任用期間に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険の適用があります。
公務災害	労働災害補償については、労働者災害補償保険法による補償制度が適用されます。
服 務	地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用されます。（サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）

そ の 他	・給与支給日：毎月20日（ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月20日） ・採用までに関係条例、規程等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。
-------------	--